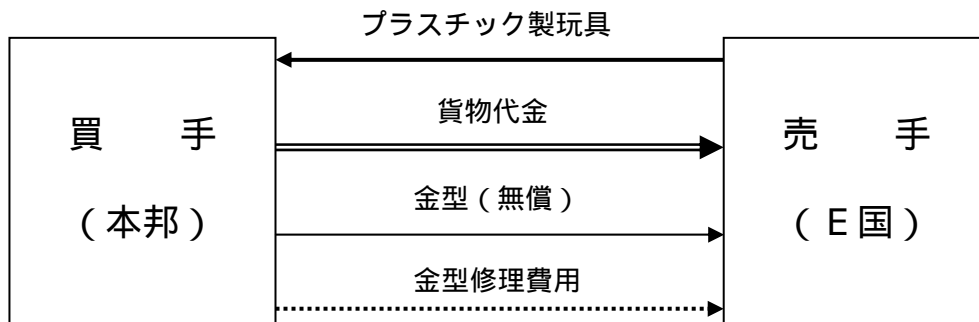


25. 買手が売手に支払う金型の修理費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からプラスチック製玩具を購入（輸入）しています。

売手は、当社が無償で提供した金型を使用して輸入貨物を生産しています。その金型を使用して生産された輸入貨物の輸入（納税）申告において、その金型に要した費用の額として、その金型の取得価格を基に算出した額を課税価格に算入しています。

今般、当社が輸入する貨物の生産を開始して一年後に、売手からその金型に不具合が生じた旨の連絡を受けたため、当社は売手に対してその金型の修理を依頼し、その修理の費用を売手へ支払うことを売手と合意しました。

当社は、その修理された金型を使用して生産された貨物を輸入しますが、その貨物の課税価格を計算するにあたって、その金型に要した費用の額のほかに、当社が売手に支払う金型の修理費用の額も現実支払価格に含める必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う金型の修理費用の額は、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う金型の修理費用は、売手が輸入貨物を生産するために要した費用であり、貴社と売手の合意に基づき、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために売手に支払われるものですので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)